

生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本市では、市庁舎において、今後、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に応じていくために、より一層の部門間の連携や、多様な働き方が可能な、機能的で快適な職場環境整備（オフィス改革）を実施するための、実施設計書等の作成を目的としている。

(2) 業務名

生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務

(3) 業務内容

別紙1「生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2. 業務に要する費用（予定価格）

総額14,715,800円（消費税及び地方消費税込み）以内

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 本市の令和6年度物品・委託業務業者登録一覧表に登録のある者、又は令和6年度建設工事登録業者一覧表に登録のある者。ただし、資格者名簿に未登録者は、次に掲げる書類を提出した上で、プロポーザルに参加できることとする。

① 誓約書（暴力団排除関係）（様式第1号）

② 破産手続開始決定の確定通知（破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書の写し（個人業者のみ）

又は、商業登記簿謄本又は現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し（法人業者のみ）

※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

③ 納税証明書の写し※申請書提出時前3ヶ月以内のものに限ります。

○市内業者の方

・個人業者の場合

i 最新の市民税・県民税の納税証明書の写し
※納期未到来分の未納については問題ありません。

ii 最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

・法人業者の場合

i 最新の事業年度の法人市民税の納税証明書の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出してください。

ii 最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

※生駒市内に事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。

○市外業者の方

・個人業者の場合

最新の納税証明書その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

・法人業者の場合

最新の事業年度の納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）の写し

※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人設立届出書」の写しを提出してください。

④ 委任状（本社から委任する場合）（任意様式）

(2) 生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を、公告日現在から受託候補者特定の日まで受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人に

あつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 過去5年(平成31年4月1日から参加表明書提出日まで)の間に業務が完了した、本市と同規模以上の地方公共団体の庁舎で、本業務と同種の業務を元請け若しくは下請けで履行した実績を有すること。

※本市と同規模以上の地方公共団体の庁舎とは、延床面積10,000㎡以上及び対象職員数600人以上とする。

※同種の業務とは、既存庁舎リニューアルの設計等の業務とする。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和6年5月9日(木)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の質問書(様式2)により、電子メール又はFAXにて提出すること。
件名は「生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務提案に関する質問」としてください。

※電子メール又はFAX以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：令和6年5月15日(水)

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式3) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部

ア 会社概要(様式4)

イ 業務実施方針及び体制表(任意様式)

ウ 業務実績調書（様式5-1、5-2、5-3、5-4）

エ 再委託調書（様式6）※再委託する場合のみ

※受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

※受託者がグループ企業等と業務委託契約が発生しない連携を図る場合には連携内容や体制を事前に事務局に説明のうえ、第三者委託に該当するか否かの判断を仰ぐこと

オ 工程表（様式7）

カ 企画提案書（任意様式）

キ 参考見積書（様式8）

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超過した場合は失格となるため留意すること。

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。

(3) 提出期限等

① 提出期限：令和6年5月24日（金）17時00分まで（必着）

② 提出場所：生駒市役所 総務部 総務課（市役所3階）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、持参の場合は、市役所の閉庁日は除きます。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記7で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和6年5月30日（木）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和6年6月12日（水）予定

時間構成：1者当たり40分（説明20分、質疑20分）以内の予定

注意事項：参加者は4人以内とし、企画提案書等に沿った説明を行うこと（枚数等その他の定めはありません）。なお、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、その他必要なものがある場合には、参加者が用意すること。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

【評価項目・事項】

(計200点)

審査項目	評価基準	評価点
業務実施方針 及び体制表	本業務を理解した方針が設定できているか 本業務を遂行できる体制が組まれているか (様式4、6 及び 任意様式A4横片面一枚)	25点
業務実績	他の自治体での業務実績 (様式5-1、5-2、5-3、5-4)	30点
工程表	当業務を確実に実施するための提案がなされているか (様式7)	15点
企画提案 テーマ①	効果的で効率的な方法が提案されているか 職員に対するリニューアルに必要な事前情報のインプットが出来るか 最適なプランを検討する為の効果的かつ具体的な方法が提案されているか (A3横片面一枚)	35点
企画提案 テーマ②	職員だけでなく住民にとってより良い庁舎となるためのプランとなっているか 現状と将来を踏まえた適切なプランが提案されているか	45点

	レイアウト変更実施が確実に遂行されるためのレイアウト変更基本計画を策定し、レイアウト変更実施事業者選定についての支援が提案されているか (A 3 横片面一枚)	
企画提案 テーマ③	リニューアル後のオフィスが維持・継続できるような提案がされているか 本業務の目的に沿った独自の提案がされているか (A 3 横片面一枚)	40点
価格	提案内容に見合った適正な金額となっているか (様式 8)	10点

8. 日程

公告	令和6年4月25日
質問受付締切	令和6年5月9日 17時00分まで
質問回答	令和6年5月15日
企画提案書等受付締切	令和6年5月24日 17時00分まで
第1次審査	令和6年5月30日
第2次審査	令和6年6月12日 (予定)
結果通知	令和6年6月中旬 (予定)
契約締結	令和6年6月下旬 (予定)
業務開始	令和6年7月上旬 (予定)

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

なお、協議が整わない場合は、受託候補者を取り消すものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。

ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所総務部総務課 担当 松本・鬼頭

生駒市東新町8-38 TEL0743-74-1111 内線 3060

FAX:0743-74-9100 メールアドレス:soumu-ka@city.ikoma.lg.jp

企画提案書等作成要領

1 企画提案書

企画提案書には、「生駒市役所オフィス改革実施設計等委託業務仕様書」に記載された要件の実現に向け、次のテーマについて記載すること

テーマ①：有効な計画実施内容について

- ・具体的な内容及び工夫

テーマ②：具体的プランについて

- ・具体的な内容及び工夫

テーマ③：独自提案

- ・業務をより効果的に達成できる内容及び工夫

2 参考見積書

仕様書に記載された要件の実現のために必要な経費について、費用の内訳が分かるように記載すること。仕様書の要件以外の独自提案において費用が発生する場合は、その費用を含めて積算すること。

参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となることに注意すること。

- ・見積額は税込みの額と税抜きの額が分かるように表示すること。

3 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には提案者名は記入しないこと。
- (2) サイズはA3版とし、テーマ毎に1枚までとする。（カラーでの作成は認める）
- (3) 部数は、正本1部・副本10部で、字体・色等を含め同一とすること。
ただし、正本と副本が識別できるようにしておくこと。
- (4) 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストについては、必要に応じて使用可とする。
- (5) 複数の企画提案書を提出することはできない。

4 その他

- (1) 企画提案書の作成および提出にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の変更、撤回及び返却は認めない。
- (3) 企画提案書は、本プロポーザル以外には提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開条例に基づく公開を除く。